



速度取締り指針

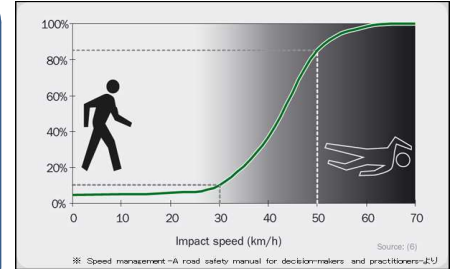
令和8年4月
沼田警察署

沼田警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道17号 国道120号	7:00~18:00	市街地	40(50)km/h

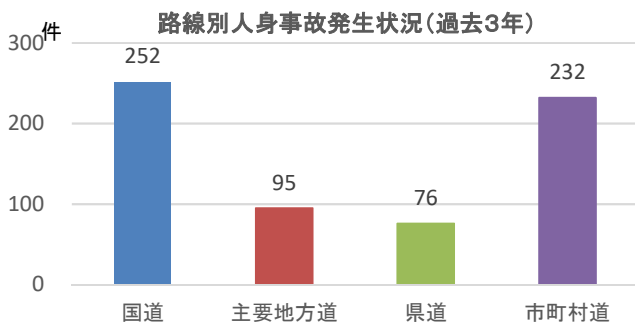
管内の幹線道路である国道17号、国道120号等の通行車両が多く、交通事故発生件数が多い路線を中心に指導取締りを実施します。

※ 重点路線・時間帯については、事故発生状況により変更することがあります。

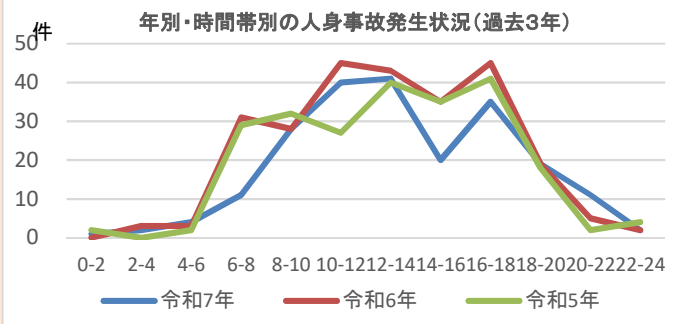


衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

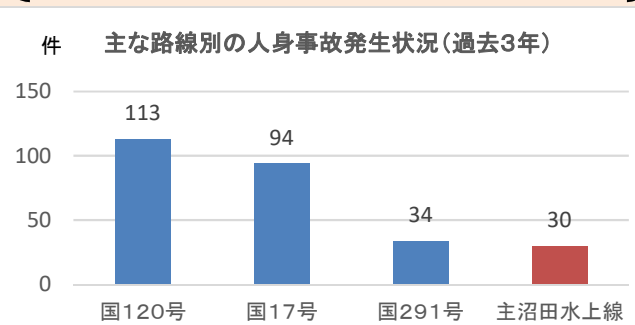
重点路線等における交通事故発生実態



路線別の過去3年間の人身事故発生状況と比較すると、国道、市町村道、主要地方道、県道の順で多く発生しています。



路線別・時間帯別における過去3年間の人身事故発生状況と比較すると、7時台から18時台までの時間帯に多く発生しています。



主な路線別における過去3年間の人身事故発生状況と比較すると国道120号が最も多く、次いで国道17号、国道291号、主要地方道沼田水上線の順になっています。

※ 事故件数は過去3年(令和5年~令和7年)の合計値を表す。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 行楽客に対する速度抑制対策として、国道17号、国道120号等の幹線道路において見せる取締りを実施します。
- 重大交通事故発生防止や被害軽減を図るため、可搬式オービス等、速度抑制を目的とした速度取締りを実施します。
- 重大交通事故に直結する信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の交差点関連違反や携帯電話使用等違反の取締りを実施します。

その他の交通指導取締り

- 悪質・危険性の高い飲酒運転等の交通違反検挙のための検問を実施します。
- 生活道路及び小学校通学路付近において、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。
- 取締り要望がある路線や交差点における指導取締りを実施します。
- シートベルト、チャイルドシート装着義務違反の指導取締りを実施します。